

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都東久留米市東本町8番6号

氏名 株式会社メディカルスリー
代表取締役 椎葉 寛〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和 6年(2024年) 1月12日

八王子市長 石森 孝志



記

1 取り扱う一般廃棄物の種類

事業系一般廃棄物
厨芥、紙くず

(以上2種類)

2 収集・運搬の区別

収集・運搬（積替え保管を除く）

3 運搬先

事業系一般廃棄物
戸吹清掃工場
館クリーンセンター

4 作業場所

八王子市域内

5 許可の有効期間

令和 6年 2月 1日から
令和 8年 1月31日まで

(裏面あり)

6 許可の条件

- (1) 市域外から排出された廃棄物を処分または積み替えをするため、市域内に搬入してはならない。
- (2) 廃棄物を収集する際に、可燃ごみと不燃ごみ（焼却不適ごみを含む）を混載してはならない。
- (3) 処理施設へ運搬する過程で廃棄物を積み替えてはならない。
- (4) 「1 取り扱う一般廃棄物の種類」を「3 運搬先」以外に搬入しないこと。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定を遵守すること。
- (6) その他、関連法令及び条例の規定を遵守すること。

(以下余白)

変 更 事 項

変更年月日及び番号	件 名	変 更 内 容	印
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1（又は2）の場合において、この決定（2の場合で1の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求（2の場合は処分の取消しの訴えの提起）をすることはできません。